

令和元年 6 月 4 日

第 3 回 廿日市市議会議案
(第 2 回 定例会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案目次

報告第10号	平成30年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越 計算書	………… 1
報告第11号	平成30年度廿日市市一般会計事故繰越し繰越 計算書	………… 9
報告第12号	平成30年度廿日市市公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書	…… 13
報告第13号	平成30年度廿日市市簡易水道事業特別会計事 故繰越し繰越計算書	…… 17
報告第14号	平成30年度廿日市市市営住宅事業特別会計繰 越明許費繰越計算書	…… 21
報告第15号	平成30年度廿日市市水道事業会計予算繰越計 算書	…… 25
報告第16号	専決処分事項の報告について	………… 31
報告第17号	専決処分事項の報告について	………… 33
報告第18号	専決処分事項の報告について	………… 35
報告第19号	専決処分事項の報告について	………… 37
報告第20号	専決処分事項の報告について	………… 39
議案第44号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例	…… 41
議案第45号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	………… 45
議案第46号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	…… 59
議案第47号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正 する条例	…… 63
議案第48号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	………… 67
議案第52号	工事請負契約の締結について	………… 71
議案第53号	工事請負契約の締結について	………… 73
議案第54号	財産の取得について	………… 75

議案第 5 5 号	広島県と廿日市市との間における漁港管理事務 の事務委託に関する規約の変更の協議について	…… 7 7
議案第 5 6 号	市道路線の認定について	…… 7 9
議案第 5 7 号	広島県と廿日市市との間における港湾管理事務 の事務委託に関する規約の変更の協議について	…… 8 1
議案第 5 8 号	工事委託契約の締結について	…… 8 3
議案第 5 9 号	工事委託契約の締結について	…… 8 5
議案第 6 0 号	財産の取得について	…… 8 7
議案第 6 1 号	財産の取得について	…… 8 9
議案第 6 2 号	財産の取得について	…… 9 1
議案第 6 3 号	財産の取得について	…… 9 3
議案第 6 4 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同 意について	…… 9 5

報告第 1 0 号

平成 3 0 年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

平成 3 0 年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 3 0 年度 廿 日 市 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	金 額
② 総 務 費	1 総 務 管 理 費	地域医療拠点等整備事業 委託料	円 33,956,000
		集会所管理運営事業 工事請負費	7,000,000
③ 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	プレミアム付商品券事業 委託料	9,500,000
⑤ 農 林 水 産 業 費	2 林 業 費	林道整備事業 委託料、工事請負費	95,709,000
		小規模崩壊地復旧事業 工事請負費、事務費	7,538,000
	3 水 産 業 費	漁港整備事業負担金 負担金	1,300,000
⑥ 商 工 費	1 商 工 費	岩倉ファームパーク管理事業 工事請負費	8,539,000
⑦ 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	道路整備事業 委託料、工事請負費、用地購入費、 補償費、事務費	144,286,000
		国・県道整備負担金 負担金	7,260,000
		歩道整備事業 工事請負費	14,188,000
	3 河 川 費	港湾施設整備負担金 負担金	25,000,000
		海岸保全施設整備負担金 負担金	7,929,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 33,956,000	円	円	円 33,956,000
7,000,000			7,000,000
6,998,000		6,998,000	
89,264,000		81,266,000	7,998,000
7,538,000	1,819,000	5,665,000	54,000
1,150,000		1,000,000	150,000
8,476,000		7,600,000	876,000
143,930,000		131,972,000	11,958,000
6,171,000			6,171,000
14,188,000		13,614,000	574,000
17,000,000		17,000,000	
5,529,000		4,900,000	629,000

款	項	事業名	金額
⑦土木費	4都市計画費	宮島口地区整備事業 負担金	円 313,334,000
		街路畑口寺田線4工区整備事業 工事請負費	63,739,000
		街路佐方線整備事業 負担金	3,000,000
		公共下水道事業特別会計繰出金 繰出金	84,600,000
		公園整備事業 工事請負費	5,258,000
		(仮称)大野東部公園整備事業 工事請負費	209,728,000
	6砂防費	急傾斜地崩壊対策事業 工事請負費	79,400,000
		急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	18,467,000
⑨教育費	2小学校費	小学校リニューアル事業 工事請負費	274,048,000
		小学校空調設備整備事業 委託料、工事請負費	845,000,000
	3中学校費	中学校リニューアル事業 工事請負費	60,000,000
		中学校空調設備整備事業 委託料、工事請負費	372,420,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 305,427,000	円	円 290,100,000	円 15,327,000
63,739,000		49,600,000	14,139,000
944,000		400,000	544,000
84,400,000		84,400,000	
5,146,000		4,800,000	346,000
209,728,000		207,864,000	1,864,000
79,400,000		79,350,000	50,000
18,443,000		16,900,000	1,543,000
267,309,000		184,429,000	82,880,000
825,576,000		773,780,000	51,796,000
60,000,000		57,350,000	2,650,000
370,808,000		331,189,000	39,619,000

款	項	事業名	金額
⑩ 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業 工事請負費	円 37,189,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 36,971,000	円 20,000	円 36,022,000	円 929,000

報告第 1 1 号

平成 3 0 年度廿日市市一般会計事故繰越し繰越計算書

平成 3 0 年度廿日市市一般会計において、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 3 項ただし書の規定により、別紙のとおり事故繰越ししたから、同法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 0 条第 3 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 3 0 年度 廿 日 市 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	支 出 負 担 行 為 額	左の内訳	
				支出済額	支出未済額
⑦ 土木費	6 砂防費	急傾斜地崩壊対策 県負担金 負担金	円 8,000,000	円 3,200,000	円 4,800,000

事故繰越し繰越計算書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
円	円 4,800,000	円	円 4,800,000	円	急傾斜地崩壊対策事業 (清末地区)につい て、県が事業を繰り越 すため。

報告第 1 2 号

平成 3 0 年度廿日市市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰
越計算書

平成 3 0 年度廿日市市公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、別紙の
とおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1
6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 3 0 年度 廿日市市公共下水道事業

款	項	事業名	金額
② 事業費	1 事業費	廿日市処理区公共下水道整備事業 委託料、工事請負費	円 831,443,000
		佐伯処理区公共下水道整備事業 工事請負費	14,840,000
		大野処理区公共下水道整備事業 委託料、工事請負費	247,053,000
		宮島処理区公共下水道整備事業 委託料、工事請負費	359,364,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 821,439,000	円	円 821,286,000	円 153,000
14,200,000		14,062,000	138,000
246,342,000		246,229,000	113,000
359,064,000		358,820,000	244,000

報告第 13 号

平成 30 年度廿日市市簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越
計算書

平成 30 年度廿日市市簡易水道事業特別会計において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 3 項ただし書の規定により、別紙のとおり事故繰越ししたから、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 3 0 年度 廿 日 市 市 簡 易 水 道 事 業

款	項	事 業 名	支出負担 行 為 額	左の内訳	
				支 出 済 額	支出未済額
⑤ 災 害 復 旧 費	1 簡 易 水 道 施 設 災 害 復 旧 費	宮島地区簡易水道 施設災害復旧事業 工事請負費	円 12, 047, 400	円 4, 773, 600	円 7, 273, 800

特別会計事故繰越し繰越計算書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
円	円 7,273,800	円	円 7,200,000	円 73,800	青海苔水源管理用道路 災害復旧工事につい て、岩盤撤去工事に不 測の日数を要したた め。

報告第 1 4 号

平成 3 0 年度廿日市市市営住宅事業特別会計繰越明許費繰越
計算書

平成 3 0 年度廿日市市市営住宅事業特別会計の繰越明許費は、別紙のと
おり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6
号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 3 0 年 度 廿 日 市 市 市 営 住 宅 事 業

款	項	事 業 名	金 額
① 市営住宅事業費	1 市営住宅事業費	市営住宅等管理事業 委託料	円 4,212,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 4,212,000	円	円	円 4,212,000

報告第 1 5 号

平成 3 0 年度廿日市市水道事業会計予算繰越計算書

平成 3 0 年度廿日市市水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 3 0 年度 廿日市市水道

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本的支出	1 建設改良費	配水管整備事業	円 438,056,000	円 385,339,435	円 12,776,000

事業会計予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	工事負担金	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	
	5,000,000	7,776,000	39,940,565		大野原二丁目地区内 （原ノ前5号線外）及び 地御前北二丁目地区 内配水管拡張工事 佐方一丁目地区内 （畑口寺田線4工区） 配水管整備工事 関連事業との調整により、 工期が翌年度にわたるため

地方公営企業法第26条第2項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①水道事業費用	1 営業費用	受託工事事業	円 10,731,000	円 4,770,360	円 5,300,000

ただし書の規定による事故繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
受託工事収益			
円 5,300,000	円 660,640	円	大野原二丁目地区内 (原ノ前5号線外)及び地 御前北二丁目地区内配水 管拡張工事 関連事業との調整によ り、工期が翌年度にわた るため

報告第 16 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成 29 年議案第 52 号により議決を得た佐伯・吉和・宮島地域防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 723,600,000 円」を「3 請負金額 740,367,300 円」に改める。

2 専決処分年月日 令和元年 5 月 21 日

(参考事項)

平成 29 年議案第 52 号により議決を得た佐伯・吉和・宮島地域防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要性が生じたので、専決処分したものである。

報告第 17 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成 30 年議案第 88 号により議決を得た旧宮島中学校屋内運動場及び普通教室棟解体工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 150,832,800 円」を「3 請負金額 143,913,240 円」に改める。

2 専決処分年月日 令和元年 5 月 22 日

(参考事項)

平成30年議案第88号により議決を得た旧宮島中学校屋内運動場及び普通教室棟解体工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第 18 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 43,373 円

- 2 専決処分年月日 令和元年 5 月 7 日

(参考事項)

平成31年2月13日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 19 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 24,770 円

- 2 専決処分年月日 平成 31 年 4 月 18 日

(参考事項)

平成31年2月7日市道佐方本線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 20 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 31,558 円
債 権 者 廿日市市宮園九丁目 5 番地 3
有限会社 サツキ産業
代表取締役 米 倉 勝 典
- 2 専決処分年月日 平成 31 年 4 月 17 日

(参考事項)

平成31年2月17日市道宮園8－7号線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 4 4 号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 6 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	1回につき 12,600円	を	「	1回につき 12,800円	に改める。
		1回につき 11,100円			1回につき 11,300円	
		1回につき 10,600円			1回につき 10,800円	
		1回につき 10,700円 ただし、交替する 場合にあつては、 当該額の範囲内で 市長が定める額			1回につき 10,900円 ただし、交替する 場合にあつては、 当該額の範囲内で 市長が定める額	
		1回につき 9,500円 ただし、交替する 場合にあつては、 当該額の範囲内で 市長が定める額			1回につき 9,600円 ただし、交替する 場合にあつては、 当該額の範囲内で 市長が定める額	
		1回につき 8,800円			1回につき 8,900円	
	」			」		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、投票所の投票管理者等の報酬の額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

議案第 4 5 号

廿日市市税条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 6 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(廿日市市税条例の一部改正)

第1条 廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第34条の7第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第

203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「前項」を「前項又は法第317条の3の3第1項」に、「提出した同項」を「提出した前項」に、「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に、「同項の」を「前項又は法第317条の3の3第1項の」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「第34条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「この項」を「この項及び次条」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「第34条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第1項から第3項までの規定中「の条例」を「に規定する条例」に改め、同条第4項中「係る」を「ついて」に、「の条例」を「に規定する条例」に改め、同条第9項中「の条例」を「に規定する条例」に改め、同項を同条第18項とし、同条第8項を同条第17

項とし、同条第7項中「の条例」を「に規定する条例」に改め、同項を同条第16項とし、同条第6項中「の条例」を「に規定する条例」に改め、同項を同条第15項とし、同項の前に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第10条の2中第5項を第9項とし、第4項の次に次の4項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の

取得が令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間（附則第１５条の６第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第８０条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第１５条の６に次の１項を加える。

- ３ 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第８１条の４（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「１００分の２」とあるのは、「１００分の１」とする。

附則第１６条中「附則第３０条」を「附則第３０条第１項」に改め、「指定」の次に「（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の３項を加える。

- ２ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	３，９００円	１，０００円
第２号ア(ウ) a	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア(ウ) b	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

- ３ 法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４

月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
第 2 号ア(ウ) a	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
第 2 号ア(ウ) b	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

4 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
第 2 号ア(ウ) a	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
第 2 号ア(ウ) b	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第 1 6 条の 2 の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第 7 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 4 項を削る。

第2条 廿日市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(廿日市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 廿日市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、廿日市市税条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り」を削る。

(廿日市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 廿日市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、廿日市市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第

1 1 項」を「、第 1 1 項及び第 1 3 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定（同条第 1 0 項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第 1 2 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第 1 2 項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

1 3 第 1 0 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 7 5 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 1 0 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 1 5 日前までに、これを市長に提出しなければならない。

1 5 第 1 3 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 1 0 項の申告につき第 1 3 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 6 第 1 3 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3

21条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例附則第15条の2を第15条の2の2とし、附則第15条の次に1条を加える改正規定、附則第15条の6に1項を加える改正規定、附則第16条及び附則第16条の2の改正規定並びに附則第6条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第1条中市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条及び附則第7条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金 又は同条第1項第1号に掲げる寄附金 （令和元年6月1日前に支出したものに 限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金 又は法第314条の 7第1項第1号に掲 げる寄附金（令和元 年6月1日前に支出 したものに限る。）
	送付	送付又は地方税法等 の一部を改正する法 律（平成31年法律 第2号）附則第13 条第7項の規定によ りなお従前の例によ

		ることとされる同法 第 1 条の規定による 改正前の地方税法附 則第 7 条第 1 2 項の 規定による同条第 8 項に規定する申告特 例通知書の送付
--	--	---

3 新条例附則第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年 6 月 1 日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第 3 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の市税条例（次項及び第 3 項において「令和 2 年新条例」という。）第 36 条の 2 第 6 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和 2 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき市税条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する令和 2 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 令和 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正後の所得

税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第7条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、市民税、軽自動車税等に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 4 6 号

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 6 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和４２年条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則中第１７項を第１８項とし、第１６項を第１７項とする。

附則第１５項中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同項を附則第１６項とする。

附則第１４項中「第３６項」の次に「、第４０項」を加え、「、第４８項若しくは第４９項」を「若しくは第４８項から第５０項まで」に改め、同項を附則第１５項とする。

附則第１３項中「附則第５項及び第７項」を「附則第６項及び第８項」に、「附則第５項及び第８項」を「附則第６項及び第９項」に、「附則第６項、第８項及び第９項」を「附則第７項、第９項及び第１０項」に、「附則第８項から第１０項まで」を「附則第９項から第１１項まで」に、「附則第１０項」を「附則第１１項」に、「附則第１１項」を「附則第１２項」に改め、同項を附則第１４項とする。

附則第１２項中「附則第１０項」を「附則第１１項」に改め、同項を附則第１３項とし、附則第１１項を附則第１２項とする。

附則第１０項（見出しを含む。）中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同項を附則第１１項とする。

附則第９項中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「附則第５項」を「附則第６項」に改め、同項を附則第１０項とする。

附則第８項中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「附則第５項」を「附則第６項」に改め、同項を附則第９項とする。

附則第７項中「附則第５項」を「附則第６項」に、「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同項を附則第８項とする。

附則第６項中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同項を附則第７項とする。

附則第５項の前の見出し及び同項中「平成３２年度」を「令和２年度」

に改め、同項を附則第 6 項とし、附則第 4 項を附則第 5 項とする。

附則第 3 項中「の条例」を「に規定する条例」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則第 2 項中「の条例」を「に規定する条例」に改め、同項を附則第 3 項とし、附則第 1 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条第 40 項の条例で定める割合)

- 2 法附則第 15 条第 40 項に規定する条例で定める割合は、5 分の 4 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 30 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、都市計画税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 4 7 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 6 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第１４条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「３パーセント」を「３パーセント以内で規則で定める率」に改め、同条を同条第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第１４条に次の１項を加える。

- ３ 第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

第１５条第１項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第３項中「、保証人」を削り、「第１２条」を「第１１条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第１４条及び第１５条第３項の規定は、平成３１年４月１日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付けについて、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 48 号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 6 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和 37 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 30 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 30 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項の改正規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部が改正されたことに伴い、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合を追加するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 2 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり佐伯総合スポーツ公園大型複合遊具整備工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 佐伯総合スポーツ公園大型複合遊具整備工事
- 2 工事場所 廿日市市津田地内
- 3 請負金額 1 6 2 , 5 4 7 , 0 0 0 円
- 4 請 負 者 廿日市市桜尾一丁目 4 番 1 3 号
株式会社 今井建設工業
代表取締役 今 井 泰 樹

(提案理由)

佐伯総合スポーツ公園大型複合遊具整備工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 3 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり大野体育館解体工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 大野体育館解体工事
- 2 工事場所 廿日市市大野 1 3 2 8 番地
- 3 請負金額 1 3 0 , 9 0 0 , 0 0 0 円
- 4 請 負 者 廿日市市桜尾一丁目 1 番 1 1 号
河井建設工業株式会社廿日市営業所
営業所長 永 井 視

(提案理由)

大野体育館解体工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 4 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 財産の表示

所 在 廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 7、1 0 0 7 番地 8、1
0 0 7 番地 1 0、1 0 0 7 番地 2 2

種 別 建 物

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建て

床面積 1 1，1 2 2．8 6 平方メートルのうち 8，0 2 1．5 7 平
方メートル

2 取得価格 1 1 7，2 0 2，6 1 0 円

3 相 手 方 廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

廿日市市土地開発公社

理事長 原 田 忠 明

(提案理由)

地域医療拠点等整備事業の用地に存する建物を取得しようとするものであるが、買い入れようとする建物の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 55 号

広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に
関する規約の変更の協議について

広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約
の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22
年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252
条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に
関する規約の一部を改正する規約

広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約
（昭和 43 年 12 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号に次のように加える。

ニ 管理条例第 11 条第 2 項の規定による使用の許可

附 則

この規約は、広島県と廿日市市との協議が成立した日から施行する。

(提案理由)

広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約を変更するための協議について、市議会の議決を求めるものである。

議案第 56 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
1 4 2 7	新 開 第 7 路 線	廿日市市地御前五丁 目 2 5 7 2 番 6 3 地 先	廿日市市地御前五丁 目 2 5 7 2 番 6 7 地 先
1 4 2 8	新 開 第 8 路 線	廿日市市地御前五丁 目 2 5 7 2 番 2 6 地 先	廿日市市地御前五丁 目 2 5 7 2 番 1 4 地 先
1 4 2 9	新 開 第 9 路 線	廿日市市地御前五丁 目 2 5 7 2 番 4 1 地 先	廿日市市地御前五丁 目 2 5 7 2 番 3 3 地 先
1 4 3 0	新開第 10 路 線	廿日市市地御前五丁 目 2 5 7 2 番 6 3 地 先	廿日市市地御前五丁 目 2 5 7 2 番 1 1 地 先
1 4 3 1	新開第 11 路 線	廿日市市地御前五丁 目 2 5 7 2 番 2 3 地 先	廿日市市地御前五丁 目 2 5 7 2 番 4 8 地 先

(提案理由)

生活道の形態を呈している道路を市道路線に認定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 57 号

広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に
関する規約の変更の協議について

広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約
の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22
年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252
条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に
関する規約の一部を改正する規約

広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約
（平成 17 年 11 月 3 日施行）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「事務」の次に「（プレジャーボート（広島県プレジャ
ーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成 10 年広島県条例第 1 号）
第 2 条第 1 号に規定するプレジャーボートをいう。）の係留に関する事務
を除く。）」を加える。

附 則

この規約は、広島県と廿日市市との協議が成立した日から施行する。

(提案理由)

広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約を変更するための協議について、市議会の議決を求めるものである。

議案第 58 号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその 3）建設工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその 3）建設工事
- 2 工事場所 廿日市市串戸一丁目 20 番 1 号
- 3 委託金額 531,000,000 円
- 4 受 託 者 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
日本下水道事業団
理事長 辻 原 俊 博

（提案理由）

廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその３）建設工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が１億５，０００万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 59 号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその 4）建設工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその 4）建設工事
- 2 工事場所 廿日市市串戸一丁目 20 番 1 号
- 3 委託金額 1, 000, 000, 000 円
- 4 受 託 者 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
日本下水道事業団
理事長 辻 原 俊 博

（提案理由）

廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその４）建設工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が１億５，０００万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 0 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 財産の表示

品 名 小型ノンステップバス

数 量 2 台

2 取得価格 4 6 , 1 9 3 , 4 0 0 円

3 相 手 方 廿日市市串戸一丁目 2 番 1 1 号

有限会社 廿日市モータース

代表取締役 上 野 寿 幸

(提案理由)

自主運行バス運営事業で使用する車両を取得しようとするものであるが、
買い入れようとする車両の予定価格が2, 0 0 0 万円以上であるため、市
議会の議決を求めるものである。

議案第 6 1 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 財産の表示

品 名 小型ノンステップバス

数 量 1 台

2 取得価格 2 3, 4 6 3, 0 0 0 円

3 相手方 廿日市市桜尾本町 1 4 番 4 号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

(提案理由)

自主運行バス運営事業で使用する車両を取得しようとするものであるが、
買い入れようとする車両の予定価格が2, 0 0 0 万円以上であるため、市
議会の議決を求めるものである。

議案第 6 2 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 財産の表示

品 名 小型動力ポンプ付積載車

数 量 3 台

2 取得価格 2 7, 1 7 0, 0 0 0 円

3 相手方 広島市中区大手町五丁目 3 番 1 2 号

株式会社 吉谷広島支店

支店長 寺 本 秀 人

(提案理由)

消防団廿日市分団、佐伯分団及び宮島分団に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 3 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 財産の表示

品 名 消防ポンプ自動車

数 量 1 台

2 取得価格 4 3 , 7 8 0 , 0 0 0 円

3 相手方 広島市中区舟入南三丁目 1 3 番 3 号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 長 田 豊

(提案理由)

宮島消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 4 号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 木 曾 忠 明

氏 名 河 原 直 己

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員木曾忠明及び河原直己の任期が、令和元年7月2日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。